

世田谷区障害者雇用促進協議会

令和3年度

活動報告書

世田谷区障害者雇用促進協議会

目 次

◆世田谷区障害者雇用促進協議会概要	2
◆活動報告	
(1) 概要	6
(2) 総会	8
(3) 障害者雇用促進フォーラム2021	11
◆ 感謝状贈呈	12
(4) 障害者雇用支援プログラム	15
◆巻末資料	
(1) 会則	22
(2) 感謝状贈呈基準	28
(3) 令和3年度事業計画	29
(4) 構成団体名簿	30

世田谷区障害者雇用促進協議会概要

本協議会の理念

本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

1. 協議会の設置目的

地域の産業団体、特別支援学校、区、ハローワーク、関係機関、福祉施設ほか団体の連携により、地域における障害者雇用の促進を図る。

2. 協議会の取り組み

- ・ 障害者雇用促進のための事業者への啓発活動
- ・ 障害者雇用に向けた事業者・施設・関係団体・行政の連携とネットワークづくり
- ・ 工賃アップに向けた取り組み、支援

3. 協議会構成

(1) 構成団体

① 産業・労働・行政

★東京商工会議所世田谷支部、★(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、
★世田谷区(総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部)、★(公財)世田谷区産業振興公社、○世田谷区商店街連合会、○(公社)世田谷工業振興協会、○渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、(公財)東京しごと財団

② 福祉施設・教育機関

★東京都立青鳥特別支援学校、○世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ、世田谷区就労支援施設ゆに(UNI)、社会就労センターパイ焼き窯、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、ほか持ち回り区内3施設、東京都立光明学園

③ 障害者支援

○世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに（UNI）、障害者就業・生活支援センター アイ - キャリア、東京都発達障害者支援センター、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、（公財）世田谷区保健センター、（株）世田谷サービス公社、（福）世田谷区社会福祉協議会、（福）世田谷区社会福祉事業団

★＝常任幹事会構成団体（5 団体） ○＝常任会構成団体（5 団体＋常任幹事会）

* 常任幹事会の幹事互選により、会長・副会長（2 名）を選任

（2）事務局

東京商工会議所世田谷支部、（公社）東京青年会議所世田谷区委員会、世田谷区（障害福祉部障害者地域生活課、経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課、世田谷保健所健康推進課）

4. 協議会活動

各年度、常任幹事会が中心となり総会、フォーラム、研修会等を実施する。

（1）常任幹事会

協議会事業計画の具体化に向け事業を計画、実施する。事務局の役割を担い年間3回程度開催している。

（2）総会

例年5月に開催する。全構成団体が出席し、昨年度事業報告と、常任幹事会から提案された新年度事業計画を決定する。このほかメンバーによる意見交換、情報提供、障害者雇用や障害者就労をテーマにした講演などを開催している。

（3）障害者雇用支援プログラム

世田谷区障害者雇用促進協議会・ハローワーク渋谷・世田谷区の共催により、平成22年度より実施。障害者雇用に向けて取り組む企業を対象に、特別支援学校や障害者施設の見学会、障害者雇用の疑問を解消する講演会、企業による雇用事例発表会等を、年間6回程度の連続プログラムとして実施している。

（4）障害者雇用促進フォーラム

参加者は事業者、障害当事者や保護者、福祉施設関係者、関係団体のほか、一般参加も可能。障害者雇用に関するパネルディスカッションや講演、施設製品の

販売等を通して事業者・施設・関係団体の交流を深め、ネットワークづくりを進めることを目的としている。また、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈している。

平成 29 年度以降から、区主催の「区民ふれあいフェスタ」と合同で、12 月の日曜日に開催することとなった。

(5) 事業者等への説明

産業団体の会合や団体との共催で、事業者には協議会や区の取り組みを説明する。

5. 協議会の沿革

- ・平成 14 年 11 月 19 日 障害者雇用への取り組みにおいて東京商工会議所世田谷支部と世田谷区の連携が進むなか、東京青年会議所世田谷区委員会の協力のもと、シンポジウム「障害者雇用における挑戦」を開催。
この成果を踏まえ、東京都立青鳥特別支援学校も含めた 4 団体で「世田谷区障害者雇用促進協議会」設立を決意、各方面に賛同と参加を呼びかけた。
- ・平成 15 年 11 月 18 日 「世田谷区障害者雇用促進協議会発足式」開催、協議会設立。
「障害者雇用促進記念イベント」を同時開催。
- ・平成 16 年 4 月 22 日 第 1 回総会を開催。
- ・平成 16 年 11 月 16 日 「障害者雇用促進イベント」開催。以後、平成 24 年まで毎年テーマを変えて実施。
- ・平成 18 年 11 月 21 日 「障害者雇用促進イベント」にて、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈。以後、毎年実施。
- ・平成 22 年度～ それまで個別に行っていた企業向け勉強会・研修会を「障害者雇用支援プログラム」として体系化。以後、毎年実施。
- ・平成 23 年 5 月 27 日 広報紙「Waになるネット」創刊。以後、年 2 回程度発行。
- ・平成 25 年 11 月 5 日 企業にとって魅力ある活動となるよう、「障害者雇用促進イベント」に代わり、新たに「障害者雇用促進フォーラム」を実施。以後、毎年実施。

活 動 報 告

令和3年度 世田谷区障害者雇用促進協議会 活動報告（概要）

件名	日時	内容	会場
総会	5/31(月) 14:00～16:00	【議案】 ・令和2年度活動報告（案）について ・令和3年度事業計画及び活動計画（案）について 【報告】 ・区の取り組みについて ・障害者雇用を取り巻く状況について 【講演】 「超短時間雇用について」	オンライン 区役所ブライ イトホール
常任幹事会	第1回 5/12(水) 16:00～17:00	・令和2年度活動報告及び令和3年度活動計画について ・令和3年度総会について	オンライン
	第2回 9/14(火) 16:00～17:00	・「障害者雇用支援プログラム」の実施状況及び今後の計画について ・障害者雇用促進フォーラム2021の内容について ・感謝状贈呈企業について	オンライン
	第3回 3/23(水) 14:00～15:00	・令和3年度の活動報告 ・令和4年度活動計画について	オンライン
障害者雇用支援プログラム	第1回 6/25(金) 14:30～16:00	障害者雇用に関する基礎講座～採用から定着までポイントを押さえて悩みを解決！～ 【参加】 企業25社28名、ほか9名、計37名	オンライン
	第2回 ②10/22(金) ②10/29(金) 13:30～16:10	世田谷区障害者就労支援センター「すきっぷ」見学会～知的障害者とともに働くイメージを作る～ 【参加】 企業3社5名、ほか4名、計9名	世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ
	第3回 11/24(水) 10:00～11:00	就職に向けて取り組む「青鳥特別支援学校」オンライン公開 【参加】 企業3社3名、ほか17名、計20名	オンライン
	雇用促進フォーラム2021(第4回)	12/5(日) 10:40～11:00 感謝状贈呈式 授産活動：1企業、雇用支援：10企業 【参加】 企業7社11名、ほか30名、計41名	区役所ブライ イトホール

	第5回	2/17(木) 14:00~16:00	テレワークでの障害者雇用 【参加】企業4社5名、ほか21名 計26名	オンライン
	第6回	3/24(木) 13:30~15:00	発達障害者が定着する会社とは 【参加】企業6社11名、ほか8名、 計19名	オンライン

※プログラム全6回で、のべ企業48社63名、ほか89名、計152名が参加

<参考>

平成24年度から令和3年度までの10年間で、プログラム参加企業のうち、84社が206名の障害者を雇用した。(区内施設や障害者就労支援センター経由での雇用実績)

**令和3年度
世田谷区障害者雇用促進協議会
総会**

I. 議事

(1) 令和2年度協議会活動について（承認）

- ・ 障害者雇用に取り組む企業の不安や疑問を解消するための研修会「障害者雇用支援プログラム」を継続的に実施した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大により、当初計画を大幅に縮小せざるを得ない状況となった。
- ・ 感染対策を十分にした上で、要望の多かった障害者雇用に積極的に取り組む企業担当者の講演や、障害者施設の見学でプログラムを構成した。ハローワーク渋谷の「雇用研究会」とも連携しながら、全2回のプログラムで延べ企業17社18名、ほか21名に参加いただいた。
- ・ 区民や企業の障害理解促進とネットワークづくりを目的に障害者雇用促進フォーラムを例年12月に実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。
- ・ 障害者雇用や障害者施設の授産活動に積極的に取り組まれた企業へ感謝状を贈呈した。「雇用支援（障害者雇用への貢献）」で4社、「授産活動（障害者施設への発注の貢献）」で1社に個別に贈呈させていただいた。

(2) 令和3年度協議会活動について（承認）

※活動内容の詳細は、本冊子を参照

II. 講演会

「超短時間雇用モデルと地域でのインクルーシブな働き方」

講師：東京大学先端科学技術研究センター 教授 近藤 武夫 氏

(1) 概要

障害者雇用の機会を得にくい人々を、地域や企業、大学が連携してインクルーシブに働く「超短時間雇用モデル」の取り組みにおける障害のある人々の労働事例と社会的課題について講演いただいた。

(2) 超短時間雇用モデルについて

障害者雇用率制度や日本型雇用慣行が生む壁を超え、障害の有無にかかわらず人々がともに働くことができる新しい雇用モデル。

①障害者雇用率制度が生む壁・日本型雇用慣行が生む壁

- ・長時間働く必要がある。(週20時間未満の就労は障害者雇用率に算定されない)
- ・採用時に職務定義がない。(配置転換前提、コミュニケーション能力が求められる 等)

②超短時間雇用モデルの要件と地域実装

- ・採用前に職務内容を明確に定義しておく。
- ・定義された特定の職務で、超短時間から働く。
- ・職務遂行に本質的に必要なこと以外は求めない。
- ・同じ職場でともに働く。
- ・超短時間雇用を創出する地域システムがある。
- ・積算型雇用率を独自に算出する。

③超短時間雇用モデルのメリット

中間的就労の拡大による持続的な社会構築

- ・障害者：最低賃金以上の賃金、自分にあった形で働く経験、社会的役割を得る 等
- ・企業：業務の整理による本来業務の集中、生産性向上、障害理解の促進 等
- ・行政：福祉的就労や未就労の方の社会参加の促進 等

世田谷区障害者雇用促進フォーラム 2021

(感謝状贈呈のみ実施)

感謝状贈呈

世田谷区障害者雇用促進協議会では、障害者の就労支援に協力され、その活動実績が顕著であった事業所に感謝状をお渡ししています。

今年度は、「雇用支援」（障害者雇用への貢献）で11社、「授産活動」（障害者施設への発注の貢献）で1社に贈呈させていただきました。また、記念品として、区内障害者施設の製品をお贈りしました。

雇用支援 ※順不同

◆社会福祉法人大三島育徳会 博水の郷 様（世田谷区）

就労している1名の方は重度知的障害者で、多くの配慮が必要な中、ルーティン作業になるように構造化されたり、職場でのキーパーソンを固定する、一日4時間の短時間勤務でも1時間の休憩を設けるなどの工夫をされています。その結果、現在では一日を通し自立して業務を行うことができおり、3年間定着することに繋がっています。

◆株式会社ワールドビジネスサポート 様（港区）

トイレ清掃や給湯室清掃などの業務に、区民の方が1名、2年以上働いています。その方に合わせたマニュアルや手順書を作成し、スキルが向上するよう丁寧にフォローをされています。昼食時には、一緒にご飯を食べ、話を聞く時間を設けることも職場定着に繋がっています。また、東京しごと財団が行っている障害者委託訓練も受け入れ、前向きに障害者雇用に取り組まれています。

◆株式会社ライドオンエクスプレスホールディングス 銀のさら 祖師谷店 様（世田谷区）

飲食店のバックヤード清掃や、食器洗浄などの業務に、区民の方が2名、長い方で3年以上働いています。2名それぞれの障害特性や性格を把握し、働き続ける意欲が向上するよう配慮されています。

また、多忙な中、店長様が積極的にケースカンファレンスに参加されるなど、障害者雇用に対する熱意が表れています。

◆株式会社 信濃屋食品 様（世田谷区）

野菜や果物の袋詰め、清掃などの業務に、区民の方が2名、長い方で5年以上働いています。支援機関と連携を図りつつ、本人の能力に合わせた業務を提供することで、職場定着するよう配慮されています。

また、本人から勤務時間の延長について申し出があった際も、業務遂行状態を考慮しながら延長するなど、働く意欲を維持できるよう対応されています。

◆株式会社ほづみ 世田谷店 様（世田谷区）

クロスたたみや仕分け業務などに、区民の方が1名、3年以上働いています。

本人の視覚や聴覚の刺激を和らげるために個室を用意するなどの環境整備を行うほか、独り言や歩き回りの特性がある本人に丁寧な対応をされています。

また、支社全体で取り組んでいる「ゴミゼロ運動」などの地域貢献活動にも本人が参加する機会を提供され、特別扱いすることなく一人の社員として受け入れておられます。

◆AIG ハーモニー株式会社 様（墨田区）

メール集配やパソコンの入力などの業務に、区民の方が5名、長い方で4年以上働いています。業務マニュアルの作成を積極的に行うほか、個々の障害に合わせた丁寧な業務指導をされています。

さらに、指導者育成のため、支援機関の研修やジョブコーチ支援を積極的に導入し、職場に定着できるように力を注がれています。

◆コムシス株式会社 様（横浜市）

採用データの分析や各部署の名刺管理などの業務に、区民の方が1名、2年以上働いています。契約更新ごとに丁寧な振り返りを行うことや、困った際の相談先を明確にするなどして、安心して勤務できるように配慮され、就労のモチベーション維持に繋がっています。

さらに、体調が不安定な際には、週20時間未満の勤務時間でも対応するなど、働きやすい環境を整えられています。

◆東急リパブルスタッフ株式会社 様（渋谷区）

長年に渡り複数の区民の方を雇用し、現在は1名が不動産物件の資料作成や入力業務に従事し4年以上働き続けています。

これまで、障害特性に合わせた配属先の選択や不調時に支援機関と協力して迅速に対応するなど、職場定着に取り組まれてきました。複数名が不調や怪我により休職した際には、復帰まで焦らないよう時間をかけてご指導されています。

◆株式会社博報堂 DY アイ・オー 様（江東区）

社内の情報機器の管理業務に区民の方が1名、3年以上働いています。

精神保健福祉士による定期面談を実施することで、社員の心身の状況を的確に把握し、障害配慮や職場内の人間関係等へ丁寧に対応されています。

また、特例子会社として、障害者の管理職への登用など、その能力と多様性を一層活かした運営に尽力されています。

◆三菱電機システムサービス株式会社 様（世田谷区）

総務人事部門の業務に、区民の方が1名、4年以上働いています。

雇用相談から実習を経て、採用前には配属部署で障害理解研修を実施するなど、支援機関と連携しながら受け入れを進められました。

また本人の職歴からプログラマーのスキルが活用できる効率化やRPA開発の業務を配分するなど、能力を活かして意欲的に活躍できる環境を整えられています。

◆株式会社アートネイチャー 様（渋谷区）

PC入力や郵便仕分け、健康診断管理など幅広い業務に、区民の方が3名、長い方で2年以上働いています。

苦手なことを出来る方法を一緒に考え、提案や対策を行うなど、一人ひとりに合わせた丁寧な対応をされています。何事にもスモールステップで進められており、円滑なコミュニケーションのための努力を惜しまず、支援機関との連携も大切にされています。

授産活動

◆株式会社世田谷サービス公社 様（世田谷区）

区施設の定期清掃業務をしごとともに発注していただいています。しごとも利用者にとって、日頃、自らも利用する施設がキレイになることや、施設を利用される方や施設職員から、「ありがとう」と言ってもらえることが仕事のやりがいにも繋がっています。また、受託した作業対価が、利用者の給与や賞与の原資になっています。

これまでの清掃実績が認められ、新規の清掃案件をご紹介していただくこともあり、障害者施設の作業受注に大きく貢献されています。

令和3年度

障害者雇用支援プログラム

第1回 障害者雇用に関する基礎講座 ～採用から定着までポイントを押さえて悩みを解決！～

令和3年6月25日（金）14:30～16:00
オンライン

【参加】企業25社28名 ほか9名 計37名

講師：世田谷区障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室 室長 名倉 氏
世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと センター長 湯浅 氏
世田谷区障害者就労支援センターゆに センター長 木本 氏

■ 世田谷区の障害者就労支援

障害者の一般就労の機会を広げ、安心して働き続けられるために、区内には様々な支援機関があることを紹介された。世田谷区では、障害種別に応じて3つの障害者就労支援センターを設置するとともに、区内福祉施設を構成員とするネットワークを構成し、就労支援に取り組んでいることをご説明いただいた。

■ 採用から定着までのポイント

新規採用に向けた準備から面接及び採用まで、障害種別に応じた配慮とポイントをご説明いただいた。

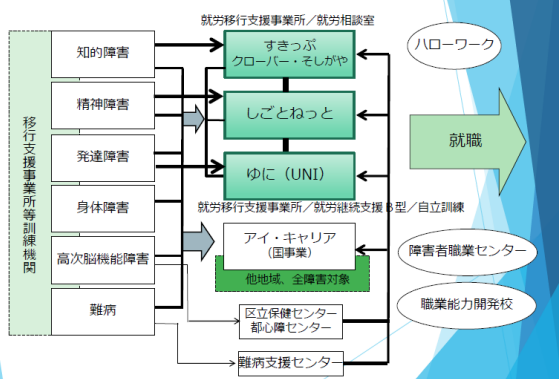
■ また、採用後に安定した就業を支えるための職場定着について、採用後のフェイズに合わせた配慮事項やコミュニケーションのヒントをご説明いただいた。

■ 事前質問への回答・意見交換

◆ 参加者の声

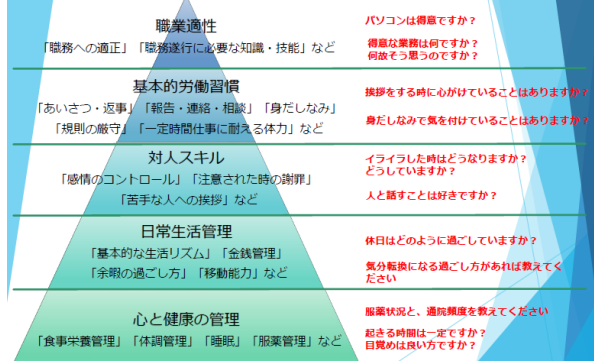
- ・ 就労支援センターの方々と一緒に取り組んでいきたいと思いました。
- ・ 分かりやすい資料と説明で障害者雇用にかかわる一連の流れが理解できました。
- ・ 正直、思っていたよりも障がい者雇用というものがハードルが高く感じました。会社規模に対して人事のマンパワーが足りていないので、その中でどうやって対応していくかを考えるとなかなか難しいと思いました。
- ・ 基礎知識、雇用する上での注意点を学ぶことができ参考になりました。

世田谷の障害者就労支援全体図



職業準備性ピラミッド

質問例



第2回 障害者就労支援施設『すきっぷ』見学会 ～知的障害者とともに働くイメージを作る～

令和3年10月22日（金）・29日（金）13:30～16:10
世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ

【参加】企業3社5名 ほか4名 計9名（※新型コロナ対策として参加人数を制限）

■ 「すきっぷ」の概要と支援体制

主に知的障害のある方の「働きたい！働きたい！」を応援する、区内最大の就労移行支援事業所として平成10年に開所、これまでのべ287名の方の就職を実現してきた「すきっぷ」の活動や支援体制について、ご説明いただいた。

■ 作業室見学、利用者インタビュー

就職へ向けての訓練場面（印刷班とクリーニング班の作業の様子）を見学していただいた。また、施設職員による利用者へのインタビューをとおして「得意なこと」や「苦手なこと」を肌で感じていただき、障害者雇用の際の合理的配慮など具体的なイメージを深めていただいた。

■ 職場で役立つワークショップ

障害のある方にも伝わりやすいマニュアル作成のコツ等、実際の職場で役立つ内容でワークショップを行った。

◆ 参加者の声

- ・働く現場が見れるのはとても分かりやすく、勉強となった。
- ・マニュアル作成には苦慮しています。課題分析のワークから、より良いマニュアル作り、活用法のヒントをいただきました。
- ・現場でも、活かせることは多かったです。
- ・知的障害者の方の特性について、印象が変わりました。



第3回

就職に向けて取り組む「青鳥特別支援学校」オンライン公開

令和3年11月24日（水）10:00～11:00

オンライン

【参加】企業3社3名 ほか17名 計20名

■ 学校概要、青鳥の進路指導について

講師：東京都立青鳥特別支援学校 進路指導主任 主幹教諭 勝田先生

青鳥特別支援学校におけるキャリア教育の推進について、「職業」「作業」の授業に代表される特色ある職業教育や、様々な視点から就労への意識付けを行う取り組みなどをご説明いただいた。

■ 映像による作業学習の紹介・生徒の様子を紹介

就職を目指す生徒が、「作業」の授業として、清掃・事務・食品加工・接客の各作業班で学ぶ様子を映像にてご説明いただいた。

■ 進路指導の取り組みについて

講師：東京都立青鳥特別支援学校 進路指導専任教諭 神立先生

特別支援学校における職業教育・進路指導の変化から実際の進路指導の流れ、就職者の状況など具体的に数字を交えながらご説明いただいた。また、就職後の定着支援に向けて、特別支援学校のみならず、活用できる就労支援機関をご説明いただいた。

◆ 参加者の声

- ・青鳥特別支援学校の組織、3年間のカリキュラムなどがわかり、実習の受け入れ側としては参考になりました。
- ・適切な支援、モデルを示すとかマニュアル指示書、言葉の統一、具体的な言葉でのコミュニケーションなどは健常者である我々にとっても大切なものだと改めて感じました。
- ・知的障害者支援学校での特別な取り組みについて知ることができて良かったです。今後の採用活動の参考にさせていただきたく思っております。
- ・職能開発科の新設等、障害者の雇用推進において有意義な取り組みと感じました。後の成果等も伺ってみたいと感じました。

第5回

テレワークでの障害者雇用

令和4年2月17日（木）14:00～16:10

オンライン

【参加】4企業5名 ほか21名 計26名

■ 企業講演

<雇用事例①>講師：ソニー希望・光株式会社

経営企画グループ 人事課 統括課長 豊田 氏

世田谷区障害者就労支援センターゆに（UNI）センター長 木本 氏

<雇用事例②>講師：A I Gハーモニー株式会社

代表取締役社長兼CEO 西田 氏

ビジネスアシスト部 グループリーダー 野上 氏

世田谷区障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室 室長 名倉 氏

知的障害または精神障害の方を多く雇用する2つの企業より、「テレワーク」をテーマに講演いただいた。新型コロナウイルスの感染拡大により、やむなく在宅勤務の推進が進んだ一面はあるが、テレワークの導入により通勤の負担が減ることやスキルアップに繋がる一面もあった。導入にあたっては、費用面のほか、情報セキュリティの遵守や在宅であっても勤務時間であることの意識付けなどを工夫されていた。

障害者雇用は、その方が持てる力を発揮できれば比較的低い賃金で効率的な業務遂行が可能となる経済合理性のある雇用である。実際にテレワークを実施してみると、思いのほか多様な業務が可能であることを、ご説明いただいた。

■ 補助制度のご案内

厚生労働省、東京しごと財団が実施しているテレワーク推進にかかる補助制度のご案内をした。

◆ 参加者の声

- ・各企業が工夫してテレワークの実施ができるようになった経過を知ることができて、とても参考になった。
- ・スキルアップのための在宅勤務時間にする考えがなかったため参考になりました。
- ・コロナ禍でテレワークが推奨されているが、障害者雇用ではどのような状況なのか知ることができとても勉強になりました。

第6回

発達障害者が定着する会社とは

令和4年3月24日（木）13:30～15:00

オンライン

【参加】企業6社12名 ほか8名 計20名

■ 企業講演

講師：株式会社アートネイチャー 人事部 障害者採用専任担当 城市 氏
世田谷区障害者就労支援センターゆに（UNI）センター長 木本 氏

企業における発達障害者の雇用状況（発達障害の方はこれまで退職者0人）や、集中雇用部署での体制や業務内容をご説明いただいた。現在では帳票チェックなどの業務で欠かせない部署となっており、グループリーダーやサポートスタッフが適宜面談をする等の定着支援体制を整えることで、本人の心配や不安な事に迅速に気づき、対応されている。

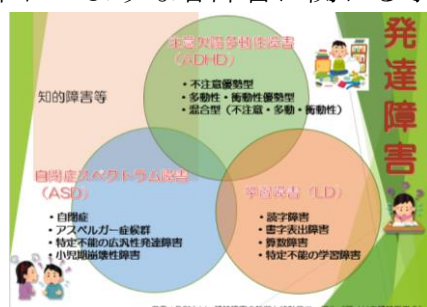
採用にあたっては、「障害受容ができています」といった採用基準を整理することにより、その後の企業がすべき合理的配慮や業務内容の設定などが円滑になり、生産性の向上という企業のメリットのほか、本人の成長にも通じていくことをご説明いただいた。

■ 発達障害の基礎知識

発達障害の特性や、診断種別ごとの得意・不得意なことや上手なコミュニケーションのヒントをご説明いただいた。

◆ 参加者の声

- ・発達障害の方に、どのように接して良いか分からないことがあるので、セミナーに参加して良かったです。
- ・就職支援センターなどを利用し、定着面談、ジョブコーチなどを活用するのを知りました。
- ・今後、本日のような各障害に関わる事例を現場の声として拝聴したいです。



参 考 资 料

世田谷区障害者雇用促進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世田谷区障害者雇用促進協議会と称する。

(設置目的)

第2条 本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図る社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が協力して、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進するために設置する。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害者雇用の理解・啓発に関すること。
- (2) 障害者雇用の支援に関すること。
- (3) 障害者雇用の調査並びに研究に関すること。
- (4) その他雇用促進に関すること。

(事務局)

第4条 本会の事務局は障害者地域生活課障害者就労支援におき、原則として事務局事務は東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、障害福祉部障害者地域生活課、世田谷保健所健康推進課、経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課が担う。

第2章 構成

(構成団体等)

第5条 本会は、原則として、次に掲げる活動・事業を行うもので構成する。

- (1) 本区の企業、事業所を多く統括する商工団体(別表1)
- (2) 障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設(別表2)
- (3) 区内の障害者団体を代表する団体(別表3)
- (4) 障害者に対して就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関(別表4)
- (5) その他、本会が必要と認めたもの

2 賛助会員

本会の目的、活動等に理解を示し、賛助の意のあるものを賛助会員とすることができる。

(入会)

第6条 本会の趣旨に賛同し、構成団体になろうとするものは事務局に入会申込みを行い、常任幹事会の承認を得なければならない。

第7条 退会しようとする構成団体は、事務局に退会を申し入れ、常任幹事会の承認を得なければならない。ただし、以下の理由に当てはまる場合には退会とする。

- (1) 当該構成団体が解散したとき。
- (2) 当該構成団体が第5条に掲げる活動・事業を実施しなくなったとき
- (3) その他、やむを得ない事情があるとき

第3章 委員

(委員)

第8条 委員は、本会の構成団体等が推薦するものをもって充てる。

(委員の権利)

第9条 委員は、本会内の自らが出席できる種別組織に出席し、団体の代表として本会の運営に関する意見を表明することができる。

(委員の責務)

第10条 委員は、本会の会則を守るとともに決定された事項の取り組みを出身団体に働きかけなければならない。

第4章 組織

(種別)

第11条 本会の組織は総会、常任会、常任幹事会、事務局とする。

(構成)

第12条 各組織の構成は、次のとおりとする。

- 1 総会はすべての委員をもって構成する。
- 2 常任会は区内の商工団体、障害福祉団体を代表する団体、障害者就労支援を行う教育機関・事業体・行政機関が選出する委員（別表5）
- 3 常任幹事会は前2項の構成団体の中でこの会の運営の中心的役割を果たす団体の選出委員（別表6）
- 4 事務局には事務局長及び事務局次長をおく。事務局長及び事務局次長並びに事務局員選出母体は常任幹事会構成団体とし、役割分担については別表7のとおりとする。

第5章 役員

(役員体制と人数)

第13条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 2人
- (3) 常任幹事 若干名

(役員を選出)

第14条 役員を選任は、常任幹事の中から互選によって任命される。

(役員を補充)

第15条 役員が欠けたときは、速やかに常任幹事会において新役員候補者を選出し、常任会の承認を受けなければならない。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、前任者の任期満了の日から起算する。ただし再任は妨げない。

2 補充役員任期は、前項の規定に拘わらず、前任者の残任期間とする。

(役員責任)

第17条 役員は、会則及び総会の議決を遵守し、本会の目的達成のためにその職務を誠実に遂行しなければならない。

(役員任務)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議を招集する。

2 副会長は、本会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 会長及び副会長がともに事故がある時は、予め指名する常任幹事が会長の職務を代行する。

第6章 常任幹事会

(常任幹事会招集)

第19条 常任幹事会は、会長が招集する。

2 常任幹事会は、会の活動が円滑に進むよう、原則として定例として年3回開催し、必要に応じて回数を増やすものとする。

(常任幹事会成立要件)

第20条 常任幹事会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会を開き、議決することはできない。

(常任幹事会議決事項)

第21条 常任幹事会は、次の事項を議決する。

(1) 常任会及び総会の招集及びそこに付議する事項

(2) 前項のほか、常任幹事会において必要と認められた事項

(常任幹事会議決方法)

第22条 常任幹事会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。

2 役員会の議長は、出席した役員のうちから、その都度選任する。

第7章 常任会

(常任会招集及び開催)

第23条 常任会は会長が招集する。また会長は委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を招集しなければならない。

2 常任会の開催は原則として四半期毎とし、必要に応じて開催回数を増やすものとする。

(常任会任務)

第24条 常任会は常任幹事会より付議された事項を審議するとともに、本会の目的

の実現のために適切に議事を提起し、必要なことを事務局に指示する。

2 事業計画・事業報告の議決及び事業の経費にかかる承認

第8章 総会

(総会の招集)

第25条 総会は原則として年1回開催するものとする。

第26条 総会は会長が招集する。また会長は委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を招集しなければならない。

(総会の成立要件と議決方法)

第27条 総会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、委員自ら出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 いずれの総会も、総会の議事は出席した委員の過半数で議決する。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

(総会の任務)

第28条 総会は、次の事項に係る任務を果たす。

(1) 本区の障害者雇用促進事業の充実のための、意見表明及び情報提供、専門的支援

(2) 事業計画、事業報告、決算の審議と承認

(3) 決定された事業計画の実施への協力

第9章 経理

(会計または経理)

第29条 本会の事業に係る経費等については、原則として常任幹事会構成団体が負うものとして、そのために必要な金品の提供の範囲はその都度協議するものとする。

2 本会の経理事務については事務局が担当する。

第10章 雑則

第30条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、会長が定める。

2 会則の変更は常任会委員の2分の1の議決を要し、総会に報告するものとする。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区障害者雇用促進協議会 会則別表 1～7

別表 1	第 5 条 (1)	本区の企業、事業所を多く統括する団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、(公社)世田谷工業振興協会		
別表 2	第 5 条 (2)	障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設
<p>【教育機関】 東京都立青鳥特別支援学校、東京都立光明学園</p> <p>【事業所】 世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに (UNI) 、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、障害者就業・生活支援センターアイ・キャリア、東京都発達障害者支援センター、(株)世田谷サービス公社、(福)世田谷区社会福祉協議会、(福)世田谷区社会福祉事業団</p> <p>【施設】 世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ、世田谷区就労支援施設ゆに (UNI) 、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、社会就労センターパイ焼き窯、(公財)世田谷区保健センター、障害者の就労支援を行う区内施設 3 施設 (持ち回りによる)</p>		
別表 3	第 5 条 (3)	区内の障害者団体を代表する団体
世田谷区障害者福祉団体連絡協議会		
別表 4	第 5 条 (4)	障害者の就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関
渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、(公財)東京しごと財団、世田谷区 (総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部)		
別表 5	第 1 2 条 (2)	常任会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、世田谷区、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、(公社)世田谷工業振興協会、渋谷公共職業安定所、世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ		
別表 6	第 1 2 条 (3)	常任幹事会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区		
別表 7	第 1 2 条 (4)	事務局構成団体及び役割分担
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、世田谷区		
事務局長：東京商工会議所世田谷支部事務局長		
事務局次長：世田谷区障害福祉部障害者地域生活課長		

世田谷区障害者雇用促進協議会感謝状贈呈基準

平成25年5月改正

第1 趣旨

障害者の就労支援に協力し、活動実績が顕著であった事業所又は個人に対して、感謝状を渡しその功績をたたえる。

第2 設定基準

(1) 雇用支援

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所。

- ① 障害者に理解を示し、障害者雇用を推進していること。
- ② 障害者の職場定着のための環境作りやマネジメントに取り組んでいること。
- ③ 区内の障害者を雇用し、概ね2年以上にわたる職場定着の実績があること。

(2) 授産活動

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所及び個人。

- ① 障害者に理解を示し、障害者就労支援施設等への発注を行うなど、障害者の授産活動に大きく貢献していること。
- ② 概ね5年以上、継続して授産活動に貢献していること。

第3 推薦の方法

施設及び関係機関からの推薦による。

第4 表彰の決定

本会における幹事会にて行う。

第5 表彰の方法

表彰の決定を受けた事業所及び個人については、世田谷区障害者雇用促進協議会のイベントにて感謝状をおくる。

令和3年度世田谷区障害者雇用促進協議会 事業計画

1. 協議会の理念

本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

2. 運営方針と重点事業

(1) 運営方針

- ①本協議会の活動が企業にとって魅力ある活動として、幅広い企業・事業者の参加を得られる努力をする。
- ②企業と就労支援側の相互理解を深め、企業側の障害者雇用促進を図る。
- ③本協議会の理念と事業の理解が進むよう関係機関等への広報に努める。
- ④区内事業者と障害福祉施設との交流の促進を図る。

(2) 重点事業

- ①障害者雇用の理解と啓発に関すること
- ②障害者雇用の支援に関すること
- ③障害者雇用のあり方等の調査研究に関すること
- ④その他雇用の促進に関すること

(3) 事業の取り組み

- ①理解と啓発に関すること
 - 1) 区内事業者の障害理解の増進
 - 2) 雇用支援プログラム・雇用促進フォーラムの開催
 - 3) 障害福祉施設の企業理解の増進
- ②雇用の支援に関すること
 - 1) 障害者雇用助成策の周知
 - 2) 障害者雇用に関する相談への対応
 - 3) ハローワークや企業、就労支援施設等とのマッチング強化
- ③雇用のための調査研究に関すること
 - 1) 企業の障害者雇用における問題の調査・研究
 - 2) 障害者雇用のための制度研究
 - 3) ユニバーサル就労※1に関する調査・研究
- ④その他雇用の促進に関すること
 - 1) 企業・事業所からの障害者施設への作業発注促進
 - 2) 各種イベント等での啓発活動

※1 「ユニバーサル就労」とは、働きたいのに働けずにいるすべての人を対象に、多様な就労形態で働くことを支援する仕組み 【「せたがやノーマライゼーションプラン」より一部引用】

世田谷区障害者雇用促進協議会 構成団体名簿

令和4年4月1日現在

		団体名	所在地
常任幹事会	1	東京商工会議所世田谷支部	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	2	(公社)東京青年会議所世田谷区委員会	〒102-0093 千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F
	3	東京都立青鳥特別支援学校	〒154-0001 世田谷区池尻1-1-4
	4	(公財)世田谷区産業振興公社	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ4F
	5	世田谷区	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
	6	世田谷区商店街連合会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	7	(公社)世田谷工業振興協会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	8	渋谷公共職業安定所	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎4F
	9	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎(障害施策推進課)
	10	世田谷区立障害者就労支援センター すきっぷ	〒156-0055 世田谷区船橋5-33-1
全体会	11	特定非営利活動法人 障害者支援情報センター	〒158-0081 世田谷区深沢3-26-18 サンワード深沢101
	12	社会就労センターパイ焼き窯	〒158-0082 世田谷区等々力2-36-13
	13	世田谷区障害者就労支援センター しごとねっと	〒154-0004 世田谷区太子堂2-15-1 野村三軒茶屋ビル8F
	14	世田谷区障害者就労支援センター ゆに(UNI)	〒158-0098 世田谷区上用賀5-14-1 上用賀アートホール2F
	15	障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア	〒158-0083 世田谷区奥沢3-31-4 W. OKUSAWA4F
	16	東京都発達障害者支援センター	〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9 (社福)嬉泉内
	17	東京都立光明学園	〒156-0043 世田谷区松原6-38-27
	18	渋谷労働基準監督署	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎5F
	19	東京障害者職業センター	〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3F
	20	(公財)東京しごと財団	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8F

全体会	21	東京都立中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7
	22	(株)世田谷サービス公社	〒154-0004 世田谷区太子堂3-25-9 東京日産太子堂ビル3F
	23	(福)世田谷区社会福祉協議会	〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟
	24	(福)世田谷区社会福祉事業団	〒154-0017 世田谷区世田谷1-23-2
	25	(公財)世田谷区保健センター	〒156-0043 世田谷区松原6-37-10区立保健医療総合プラザ内
	26	世田谷区立砧工房分場 キタミ・クリーンファーム	〒157-0067 世田谷区喜多見7-3-1
	/	区保健福祉課身体障害者福祉司代表(身体) 烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課	〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14
	/	区保健福祉課知的障害者福祉司代表(知的) 烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課	〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14
	/	区健康づくり課保健相談係長代表 砧総合支所保健福祉センター健康づくり課	〒157-8501 世田谷区成城6-2-1
	27	区内障害者施設(身体)代表(R02~R04) 岡本福祉作業ホーム	〒157-0076 世田谷区岡本2-33-24
	28	区内障害者施設(知的)代表(R02~R04) さわやかはーとあーす世田谷	〒158-0098 世田谷区上用賀4-16-11
	29	区内障害者施設(精神)代表(R02~R04) しごとも	〒158-0082 世田谷区等々力6-10-19
事務局	/	東京商工会議所世田谷支部	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	/	(公社)東京青年会議所世田谷区委員会 (副委員長、委員)	〒102-0093 千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F
	/	工業・ものづくり・雇用促進課 (世田谷区経済産業部)	〒154-0017 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F
	/	健康推進課 (世田谷保健所)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35
	/	障害者地域生活課 (世田谷区障害福祉部)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎

編集・発行 世田谷区障害者雇用促進協議会

事務局 世田谷区障害福祉部障害者地域生活課
世田谷区経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課
世田谷保健所健康推進課

TEL 03-5432-2425

FAX 03-5432-3021

令和4年5月発行